表 414 労働力類型別被保護世帯数

生活保護は、世帯の人員や年齢等の構成によって最低生活費を算出し、収入が最低生活費を下回る場合に不足額を支給するものである。働いている者のいる世帯を就労の形態別に集計したものである。

平成29年度月平均

	総数	働いている者のいる世帯（稼働世帯）						働いている者のいない世帯
		世帯主が働いている世帯				世帯員が働いている世帯	小計	
		常用労働者	日雇労働者	内職者	その他の就業者			
全市	**24,248**	**3,498**	**193**	**63**	**205**	**626**	**4,585**	**19,663**
構成比	100.0	14.4	0.8	0.3	0.8	2.6	18.9	81.1
川崎	4,263	455	60	10	6	65	596	3,667
大師	2,142	325	24	1	8	37	395	1,748
田島	2,434	288	19	3	9	49	368	2,067
幸	3,406	531	21	5	25	114	696	2,711
中原	2,308	362	18	4	34	44	462	1,844
高津	2,862	451	15	8	35	96	605	2,257
宮前	2,439	391	9	20	44	97	561	1,879
多摩	2,885	466	20	4	28	80	598	2,287
麻生	1,509	230	7	8	17	45	307	1,202

※月平均の数値は、各項目ごとに小数点以下を四捨五入しているので、合計値と突合しない場合があります。

資料：生活保護・自立支援室